

無形文化遺産における価値と オーセンティシティ

石村 智

I はじめに

ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が制定されて本年（2023）が20年目という節目になる。2013年には「和食」が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）に記載されて話題になるなど、一般の人々の間でも無形文化遺産に対する認知は高まってきている。しかし未だに多くの人々の間では、無形文化遺産保護条約は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための条約（世界遺産条約）」の無形版と思われることが多いようであり、新聞やニュースなどでも「○○が世界無形文化遺産に登録」などの、世界遺産条約と混同した表現を見ることも少なくない¹。しかし無形文化遺産保護条約は、世界遺産条約とは異なった精神に基づいて制定され、運用されているのである（東京文化財研究所2020：7頁）。

無形文化遺産保護条約が世界遺産条約と最も大きく異なるのは、遺産の「価値」と「オーセンティシティ（真正性）」を評価することに対して否定的であることである（Deacon and Smeets 2013）。

世界遺産条約においては、一覧表に記載されるためにはその遺産が「顕著で普遍的な価値（Outstanding Universal Value、略してOUV）」を有している必要がある。またその遺産が「オーセンティシティ（真正性）」を有していることを証明しなければならない。一方で無形文化遺産保護条約においては、遺産の価値を判断することは強く戒められている。その理由としては、無形文化遺産は当該コミュニティにとって価値を有していることは自明であり、それに対して第三者から価値判断をおこなうことは、文化の多様な価値を認めないことにつながるおそれがあるからだ（Deacon and Smeets 2013：6、東京文化財研究所2020：7頁）。また無形文化遺産においてオーセンティシティを強調することは、常に有機的に進化するという無形文化遺産の生きた遺産としての性質を否定し、オリジナルの形に「冷凍保存」することにつながるおそれがあると考えられている（Jokilehto 2006：7、Deacon and Smeets 2013：8）。

そのため無形文化遺産保護条約において、締約国から提案された案件を「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」「人類の無形文化遺産の代表的な

一覧表（代表一覧表）」「無形文化遺産の保護のための計画・事業・活動の登録簿（グッド・プラクティス）」に記載・登録することを決議する政府間委員会においては、提案書に必要な情報が書かれているかを審査するが、遺産そのものの価値の評価はおこなわない。このように、価値とオーセンティシティという点においては、無形文化遺産保護条約は世界遺産条約のアンチテーゼと言っても過言ではない見解をとっている。

一方、日本の文化財保護法において無形文化財というカテゴリーが制定されてから70年以上の年月がたつ。無形の文化財・文化遺産を保護する法制度を世界の中で最初に確立したのが日本であるとされるが（Aikawa 2014）、ユネスコの無形文化遺産保護条約とは異なり、無形文化遺産の価値とオーセンティシティを評価するという見解をとっている（Inaba 2015）。文化財保護法では無形文化財を「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（文化財保護法第二条二）」（太字は著者による）と定義しているが、ここでは明らかに、無形文化財の価値を評価するという文言が含まれている。またオーセンティシティという文言は直接、言及されていないが、上記の「歴史上」という文言は、その歴史的な真正性を意味していると考えられることから、オーセンティシティを遺産の評価の基準としていると考えることができる。

日本は無形文化遺産保護条約の締約国（2004年に批准）として、同条約を履行する義務を有する。つまり同条約の理念と精神を共有して、無形文化遺産の保護につとめなければならない。その際、国内においては文化財保護法に基づいた保護の措置をとることで、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展および振興に努めるという同条約の義務（無形文化遺産保護条約第十三条）を果たしている。しかしこと価値とオーセンティシティという概念においては、無形文化遺産保護条約と文化財保護法は異なった見解を示しており、いわば日本は矛盾した理念を抱えながら、無形文化遺産の保護をおこなっていると言うことができる。

こうした問題の背景には、無形文化遺産の価値とオーセンティシティについての批判的な検討が不十分であったことがあると考える。確かに無形文化遺産保護条約は、遺産の価値とオーセンティシティを評価しないという点で画期的な条約であり、それまで存在した文化財保護法や世界遺産条約とは異なった理念と精神に基づいたものといえる。その中には、文化の多様性を重視する文化人類学の考え方、特に1980年代以降のポストモダン人類学の考え方方が大きく反映されている（東京文化財研究所2020：115頁）。しかし無形文化遺産保護条約では、とりわけ世界遺産条約との差別化を図ろうという意図が強いあまり、価値とオーセンティシティという概念を切り離し（Japanese Agency for Cultural Affairs and Himeji City 2012：para 8）、その理論的検討を忌避してきたことがあると考えられる。

そこで本論では、まず無形文化遺産保護条約における遺産の価値とオーセンティシティ

の問題についてのレビューと批判的検討をおこなう。次に、日本の文化財保護法に基づいた保護制度における、遺産の価値とオーセンティシティの問題についてのレビューと批判的検討をおこなう。最後に、遺産に関するコミュニティの主体性という観点から、無形文化遺産の価値とオーセンティシティを評価していくための議論と検討をおこないたい。

II 無形文化遺産における価値とオーセンティシティ

無形文化遺産保護条約ではその条約の本文の中で「コミュニティ²」の文言が多用され、無形文化遺産の価値を決め、それを管理していく主体はコミュニティであることが示されている（条約第二条一、第十一條（b）、第十五条など）。また同条約の「運用指示書（Operational Directives）³」のパラグラフ120には「一覧表に記載された遺産の情報を公開し普及する際には、その遺産がコンテキストの中で示されていることに注意するとともに、その遺産の美的な魅力やエンターテイメント的な価値だけに焦点をあてるのではなく、むしろ関連するコミュニティにとっての価値や意味に焦点が当てられていることに留意する必要がある」（太字は筆者による）とされている。

無形文化遺産保護条約は遺産が持つコミュニティにとっての価値を重視するために、専門家をはじめとする第三者が遺産の価値を評価することを忌避している。これは世界遺産条約とは大きく異なる点である。世界遺産条約では条約の第一条に文化遺産の定義として「歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」（記念工作物・建造物群）および「歴史上、觀賞上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」（遺跡）と定められている。そしてこの「顕著で普遍的な価値（OUV）」の認定については、科学的な調査によって証明されるべきであることが繰り返し表明されている（Jokilehto and Cameron 2008 : Annex 1B, UNESCO World Heritage Centre in association with the Government of the Netherlands 1998 : 15）。つまり世界遺産条約においては遺産の価値の評価はあくまで専門家の手に委ねられているのである。

次にオーセンティシティについては、無形文化遺産保護条約においては、無形文化遺産が持つ有機的に進化するという性質をとらえることなく、歴史的に「オリジナル」と指定される形に「冷凍保存」することにつながると考えられたため、条約の制定段階で意図的にこの概念の適用が避けられた（Jokilehto 2006）。2004年10月に日本で開催された国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護：統合的アプローチをめざして」で採択された「大和宣言」のパラグラフ8では「無形文化遺産は絶えず再現されるものであり、有形文化遺産に適用される場合の「オーセンティシティ」という言葉は、無形文化遺産を認識し、保護する際には適切ではない」とされた（Japanese Agency for Cultural Affairs and UNESCO 2004）。

無形文化遺産保護条約の政府間委員会の場でも、オーセンティシティという文言を用いることは厳しく戒められている。とりわけ締約国が提出する提案書（nomination file）にはしばしば遺産のオーセンティシティに言及する文言が含まれることがあるが、提案書の審査をおこなう「評価機関（Evaluation Body）⁴」はしばしばこの文言を用いることが不適切であることを指摘している。2014年に作成された「エイド・メモワール（Aide-Mémoire）」は、提案書を作成するにあたって参照する参考資料として作成された書類であり、過去の政府間委員会における議論で得られた経験や所見、勧告を取り集め、それを参照することで完成度の高い提案書を書くことができるようになることを目的としたものである（UNESCO 2014）。このエイド・メモワールにおいて提案書に「不適切な用語」として挙げられているのが、「オーセンティシティ」の他に、「純粋（purity）」「（過去が冷凍保存されているという意味での）伝統（tradition）」「世界遺産（World Heritage）」「例外的な価値（exceptional value）」などの用語である。こうした語を避ける理由としては、先に述べたように無形文化遺産の持つ有機的に進化する性質をとらえるのに不適切であるという理由に加えて、ある遺産や文化の地理的な起源を主張することで、特定の国がその排他的な所有権を表明することにつながるおそれがあり、無形文化遺産を通じて国際的な交流や理解を促進するという条約の理念と精神（参照：条約前文）にそぐわないとみなされるからである。

しかし近年の政府間委員会の議論を見ていると、オーセンティシティの用語を忌避するあまり、過剰とも言える反応が見られることもある。例えば2017年に開催された第12回政府間委員会（済州島）では、イタリアが提案した案件「ナポリのピッツァイウオーロの技術」に対して評価機関は、提案書にオーセンティシティの文言が用いられていることを問題視し、それを受けた政府間委員会は「無形文化遺産の要素の「オーセンティシティを保つ」ことを目的とした保護措置は条約の精神に合致せず、関係するコミュニティによって絶え間なく再現されている生きた遺産の進化する性質と矛盾する」との文言を決議案の最後に加えた（DECISION 12.COM 11.b.17）。評価機関の勧告は「記載（inscription）」であったため、審議では特にこの点について議論されることなく決議にいたった。しかし締約国が提出した提案書の該当箇所を確認すると、遺産の保護の手段に関する記述で「この技術の純粋性や真正性（オーセンティシティ）の特徴に関する詳細な知識を広めるための会議やセミナーを開催する」という記述が認められるものの、遺産そのもののオーセンティシティを主張したものではないことがわかる。

提案書全体を読む限り、地元の関係者が地域特有の食文化に誇りを持つつ、その特徴を保とうとする活動で、特に排他性は感じられるものではない。その一方で、技術の伝承という意味では、「正しい」ナポリピッツアがどのようなものかを教えることも否定してはならないのではないか。条約の理念と精神を鑑みるなら、無形文化遺産の性質が変化す

るかどうか、あるいは変化の内容や程度は、無形文化遺産の担い手であるコミュニティの自由意思で決めればよく、外部から強制すべきではないと考えられる（二神2018：15頁）。

また無形文化遺産保護条約は、世界遺産条約における有形の文化遺産のオーセンティシティの議論の動向に対しても距離をとり続けてきたように感じられる。有形の文化遺産のオーセンティシティの概念については、1964年の「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）」を批判的に発展させた1994年の「オーセンティシティに関する奈良文書（奈良ドキュメント）」において、オーセンティシティの解釈とその適用は特定の文化的コンテキストの中で講じられるべきことが強調された。さらに「奈良ドキュメント」のパラグラフ13では、オーセンティシティの判断には、その遺産の持つ性質やコンテキストとともに、時間的な進化も考慮に入れるべきことが指摘されている。すなわち無形の文化遺産と同様、有形の文化遺産もまた有機的に進化しうるものであることが示されたという点で、「奈良ドキュメント」は画期的な文書であったと評価できる。「奈良ドキュメント」は2005年に世界遺産条約の「作業指針（Operational Guideline）」に含められ、その理念を実際の運用の中でどのように反映させていくかについては未だ課題がある（Labadi 2010）ものの、世界遺産条約においてオーセンティシティをめぐる議論は変化を続けているのは確かである。

「大和宣言」が採択された2004年の国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護：統合的アプローチをめざして」は、まさに奈良ドキュメントの制定10周年を記念して開催されたもので、そのタイトル通り有形文化遺産と無形文化遺産の保護のための統合的アプローチを議論することを目的としたものであった。しかし前述の通り、「大和宣言」のパラグラフ8で示されたように無形文化遺産におけるオーセンティシティの議論を封印してしまう結果になったことは残念であった。

III 文化財保護法における無形文化遺産の価値とオーセンティシティ

次に、日本の文化財保護法において無形文化遺産の価値とオーセンティシティはどのように認識され、理解されているかについて見てみることとしたい。

敗戦後の5年後に1950年に文化財保護法が制定され、初めて無形文化財が文化財の区分のひとつとして位置づけられた。その後、法律の変遷の過程において、1954年に「重要無形文化財」の指定制度が始まり、一方で1975年に民俗文化財の区分のひとつとして無形の民俗文化財が定められ、「重要無形民俗文化財」の指定制度が始まった⁵。あわせて1975年には、文化財の保存技術のうち保存の措置を講じる必要があるものを「選定保存技術」として選定する制度が始まった（文化庁2001）。

ユネスコの無形文化遺産の案件として、これまで日本から提案されたものは、2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化、正月を例として」を唯一の例外として、上の「重要無形文化財」「重要無形民俗文化財」「選定保存技術」の三つの区分の中から選ばれてきた。文化庁によるパンフレット『日本における無形の文化遺産の保護制度』（文化庁n.d.）においても、文化財保護法の体系において無形の文化遺産は「無形文化財」「無形の民俗文化財」「文化財の保存技術」の三つが相当すると説明されている。

しかしこれらの保護制度は、それぞれ対象となる文化財の定義が異なっており、運用の方法も異なっている。そのため以下では順を追って、それぞれの区分において無形文化遺産の価値とオーセンティシティがどのように認識されているかを見ていくことしたい。

まず無形文化財について見てみよう。文化財保護法において、無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（文化財保護法第二条二）」と定義されている。ここでは、価値が高いものを保護の対象にすることが明確に示されている。さらに「無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる（同第七十一条）」とされていることから、指定制度の運用において価値の評価がおこなわれていることは明白である。

また文化財保護法では、オーセンティシティの文言を用いることはないが、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」とあるうちの「歴史上」という文言は、その歴史的な真正性を意味していると考えられることから、オーセンティシティを評価の基準としていると考えられる。そして指定制度の運用においては、その基準として「指定要件」が定められている。

しかし無形文化財の指定制度は複雑な仕組みとなっており、「指定要件」を必要とする場合と必要としない場合が混在している。以下、指定制度の仕組みの概略について説明しながら、その違いを検討することしたい。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定すると同時に、これらのわざを高度に体現・体得している個人または団体を保持者または保持団体として認定している。保持者または保持団体の認定には、「総合認定」「保持団体認定」「各個認定」の三つの方式がとられている。

また無形文化財は「芸能」と「工芸技術」の二つの区分が定められており、それぞれ保持者または保持団体の認定の方式が異なっている。

三つの認定の方式のうち、まず総合認定は、重要無形文化財に指定される芸能を二人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定している。すなわち総合認定は、芸能の区分の保持者を認定する際に用いられる方式である。

次の保持団体認定は、重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、

かつ、そのわざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定するものである。すなわち保持団体認定は、工芸技術の区分の保持団体を認定する際に用いられる方式である。

三番目の各個認定は、重要無形文化財に指定される芸能または工芸技術を高度に体現・体得している者を認定するものであり、これは芸能および工芸技術の区分の保持者を認定する際に用いられる方式である。なお、ここでいう「わざを高度に体現・体得している者＝各個認定」が、いわゆる「人間国宝」と呼ばれることとなる。

これらのうち、指定要件が適用されるのは総合認定と保持団体認定の場合であり、各個認定の場合には適用されないのである。

総合認定における指定要件は、演者、演目、演技演出について条件が付けられているものが多い。例えば重要無形文化財に指定されている「能楽」の場合、①演者：能においてはシテ、ワキ、笛、小鼓、大鼓、太鼓及び地頭の大部分が、狂言においてはシテが、一般社団法人日本能楽会会員であること。②演目：伝統的な演目及びこれに準ずるものであること。③演技演出：1 伝統的な演技演出を基調とすること。2 原則として伝統的な能舞台によること。の 3 つの指定要件が定められている。一方で重要無形文化財「雅楽」の場合、①宮内庁式部職楽部部員により演技演奏されるものであること。の 1 つのみが指定要件として定められている。実際にはいわゆる雅楽を演奏する団体は宮内庁式部職楽部以外にも存在するが、重要無形文化財として認定されているのは宮内庁式部職楽部のみということになる。このように総合認定における指定要件は、演目や演技演出を特定するというよりもむしろ演者すなわち保持者を特定する基準としての意味合いが強いと言える。

保持団体認定における指定要件は、その技術および材料に対して条件が付けられることとなる。例えば重要無形文化財に指定されている「小千谷縮・越後上布」の場合、①すべて苧麻を手うみした糸を使用すること。②絹模様をつける場合は手くびりによること。③いざり機で織ること。④しほとりをする場合は、湯もみ、足ぶみによること。⑤さらしは、雪ざらしによること。の 5 つの指定要件が定められており、これをすべて満たして製作されたものだけが重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」の製品と名乗ることができるのである⁶。

さて問題となるのは各個認定に際して指定要件がないということである。これは各個認定に際して何の基準もないというわけではなく、総合認定と保持団体認定の際と同様、文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が認定をおこなっている。ただし総合認定や保持団体認定の場合に比較すると、各個認定においてはその保持者自身の芸術性が重視される傾向にある⁷。

重要無形文化財の保持者・保持団体の認定において、総合認定、保持団体認定、各個認

定の方式が混在している状況は、一般的になかなか理解されていないところである。例えば芸能の分野においては総合認定と各個認定の両方の方式がおこなわれており、「能楽」は総合認定を受けており、その際の保持者は一般社団法人日本能楽会の構成員となるが、彼らは「人間国宝」と呼ばれることはない。「人間国宝」と呼ばれるのは、各個認定により認定された個人（例えば能シテ方として各個認定されている大槻文蔵氏など）となる⁸。

また工芸技術の場合は保持団体認定と各個認定の両方の方式がおこなわれているが、認定の方式が異なるために指定要件の有無が生じるという事態も起きている。例えば前述の重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」には指定要件が課せられるが、同じ染織の種別である重要無形文化財「友禅」には指定要件が課せられていない。「友禅」では現在（2023年）、各個認定により森口邦彦氏と二塚長生氏の2名の保持者が認定されているが、指定要件が課せられていないため、そのわざの表現についてはある程度、保持者の自由に委ねられているということができる。

例えば森口邦彦氏は2007年に重要無形文化財「友禅」の保持者に認定されたが、その父である森口華弘氏も1967年に「友禅」の保持者に認定された（2008年に死去）。二人とも京友禅の伝統的な技術を受け継いでいたが、それは必ずしも二人のわざの表現が同じであるということを意味していない。森口華弘氏は江戸時代から伝えられている「蒔糊⁹」のわざを得意とし、息子の森口邦彦氏もそのわざを受け継いだが、森口華弘氏の作品が花や植物を表現したものが多い（文化庁1988）のに対し、森口邦彦氏の作品には幾何学文様を多用したグラフィックアート的な表現のものが多い（文化庁2011）。森口邦彦氏の作風は、京友禅の伝統的なものというよりむしろ現代的なものと言っても過言ではないが、そうした保持者自身の芸術性が重視されて各個認定を受けているという一例であろう。

次に無形の民俗文化財について見てみよう。文化財保護法において、無形の民俗文化財は民俗文化財の区分に含められている。民俗文化財とは「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条三）」と定義され、このうち「無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる（同第七十八条）」とされている。

文化財保護法において無形の民俗文化財についてその価値やオーセンティシティに直接言及している文言はない。しかし「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と言及及れていることから、歴史学的もしくは民俗学的な観点からの評価がおこなわれる。また「特に重要なものをある種の重要無形民俗文化財に指定することができる」とあることから、指定制度の運用において価値の評価がおこなわれている。しかしその価値は、必ずしも文化財に内在する価値ではなく、文化財保護制度において指定すべき

価値、と言うことができるだろう。その点で文化財に内在する価値を評価する無形文化財とは異なっていると言える。

重要無形文化財の指定・認定の方式が複雑であるのに比較すると、重要無形民俗文化財の指定の方式は簡便である。重要無形民俗文化財に指定された民俗芸能、風俗慣習、民俗技術を実践する団体は「保護団体」と呼ばれるが、文化財保護法において保護団体を認定する仕組みは明記されていない。そのため重要無形文化財のような指定要件もまた存在しない。

重要無形民俗文化財の指定は、国の文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が認定をおこなっている。とはいえ、国指定を受けていない無形の民俗文化財については文化庁長官が「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択をおこなっているのに加え、都道府県や市町村がそれぞれの条例によって無形の民俗文化財の指定をおこなっているので、そうしたものの中から国指定に選ばれるのが多いのが実際のところである。

最後に文化財の保存技術および選定保存技術について見てみよう。文化財の保存技術および選定保存技術は、実は文化財保護法の「文化財」の定義（文化財保護法第二条一～六）の中には含まれていない。文化財保護法では第百四十七条から第百五十二条に「文化財の保存技術の保護」が定められており、その中で「文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる（同百四十七条）」とされている。

しかし前述のとおり、日本は選定保存技術を無形文化遺産保護条約のいうところの無形文化遺産と位置付けており、2020年には選定保存技術に選定された17の技術を含む「伝統建築工芸の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が代表一覧表に記載された。

文化財保護法における文化財の保存技術および選定保存技術の制度において、無形文化遺産の価値およびオーセンティシティに関連した言及は明確にはみとめられない。それは、文化財保護法の中では文化財の保存技術および選定保存技術を文化財とは位置づけていないことと関係すると考えられる。すなわち、選定の基準がその技術自体の価値にあるというよりは、むしろ文化財の保存という目的のために必要不可欠で、かつ保護の措置を講ずる必要があるほど存続が困難な状況にあるということにあると言ふことができる。

ただし文化財保存技術および選定保存技術は、有形の文化遺産のオーセンティシティを確保するために必要なものと考えることもできる（東京文化財研究所2017：231-232頁）。例えば上述の「伝統建築工芸の技」に含まれる選定保存技術「建造物修理」や「建造物木工」は、木造建造物の修理に際してそのオーセンティシティを保持するために欠かせないものである。この場合、対象となる文化遺産のオーセンティシティを保つための高度なわ

ぎというのが、選定保存技術の条件になると考えることもできる。

選定保存技術の選定に際しては、重要無形文化財の指定の際と同様、保持者の認定がおこなわれるが、重要無形文化財の場合に比べるとその仕組みは簡便なものとなっている。ある選定保存技術の選定に際しては、保持者（個人）もしくは保存団体（団体）もしくはその両方を認定する必要があるが、重要無形文化財の場合のような指定要件が課されることはない。

選定保存技術の選定は、国の文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が認定をおこなっている。重要無形民俗文化財の場合とは異なり、都道府県や市町村が条例により選定保存技術の選定をおこなっている事例は少ないため、どの技術を選定するかの判断は主に国に委ねられているのが実際のところである。

以上、文化財保護法における無形文化遺産の価値とオーセンティシティについての見解についてまとめてみよう。無形文化遺産の価値については、無形文化財においてはその定義において明確に定められている。また重要無形文化財・重要無形民俗文化財・選定保存技術の指定・選定にあたっては、いずれも文化審議会の専門調査会において専門家による評価を経ることから、やはりある種の価値の評価から逃れることはできない。さらにオーセンティシティについては、文化財保護法では直接言及されていないものの、重要無形文化財については指定要件という形で指定の条件が定められている。こうしたことから、文化財保護法においては無形文化遺産の価値とオーセンティシティの評価は、その指定制度の中に内在化されていると言うことができる。

それでは日本においては、無形文化遺産の価値とオーセンティシティの問題をめぐって、無形文化遺産保護条約の履行と文化財保護法の運用の間に矛盾した状況は存在しないのであろうか。これについての日本の見解の一端を示すのが、2008年11月の無形文化遺産保護条約第3回政府間委員会（イスタンブール）開催に先立つ7月に、文化審議会の無形文化遺産保護条約に関する特別委員会において日本から提案する案件を決定した際に示された以下の基本的な考え方である。

我が国は、既に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、国として、重要性の高い無形文化遺産に関しては、重要無形文化財、重要無形民俗文化財又は選定保存技術として指定・選定し、保護措置を講じている。

一方、「代表一覧表」の作成目的（無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上の確保並びに文化の多様性を尊重する対話の奨励）に照らし、かつ、手続的にも、運用指示書においては、政府間委員会の下に設置される補助組織¹⁰（委員国で構成される）によって提案候補と記載基準との適合に係る検討が行われることとされ

ており、専門機関による価値の評価は行われないことから、「代表一覧表」に記載される無形文化遺産はあくまで代表例である。

以上のことから、「代表一覧表」への記載の有無は、我が国の無形文化遺産の価値に何ら影響を及ぼすものではない。

(以上、宮田2010：4頁より引用)

これはある意味で「木に竹を接いだ」対応と言えなくもないが、すなわち文化財保護法は文化財保護法として、無形文化遺産保護条約は無形文化遺産保護条約として、それぞれ別々のものとして運用し、統一した基準は設けないという対応ということになる。ある意味でとても日本らしい対応と言えるのではないだろうか。

IV まとめ

最後に、無形文化遺産の価値とオーセンティシティの問題について、それは誰にとっての価値とオーセンティシティなのか、ということについて考えたい。

上で見たように、無形文化遺産保護条約では無形文化遺産の価値とオーセンティシティを評価することは戒められているものの、ナポリピッツアの事例で見たように、無形文化遺産に関連するコミュニティがその価値やオーセンティシティを認めることまで否定するのはやはり行き過ぎであろう。実際のところ、コミュニティ自身がオーセンティシティという概念を捨て去ることに躊躇する場面も多いだろう（Deacon and Smeets 2013：8）。

また無形文化遺産保護条約は国際条約であるため、案件の提案をおこなうことができるのは締約国すなわち国の政府であり、無形文化遺産に関連したコミュニティ自身が提案をおこなうことはできない。そのためどの遺産を提案するかという裁量は国に委ねられており（Deacon and Smeets 2013：9）、遺産の価値に対するコミュニティの主体性が必ずしも反映されるとは言えない。

また日本の文化財保護法においても、無形文化遺産を文化財として指定するという判断をおこなうのは国であり、無形文化遺産に関連したコミュニティ（保持者、保持団体など）からの申請制度や推薦制度はない¹¹。日本においては遺産の価値に対するコミュニティの主体性が發揮される場面は限られていると言える。

そうした意味において、無形文化遺産の価値とオーセンティシティの問題については、無形文化遺産保護条約と日本の文化財保護法は異なる見解をとるとはいえ、関連するコミュニティにとっての無形文化遺産の価値とオーセンティシティという問題については、いずれも明確な解答を出せずにいる。

これは根源的には、無形文化遺産という概念そのものが、無形文化遺産を実践するコミ

ユニティから自然に生まれたものではなく、制度的に作り出されたものであるということに由来する。バーバラ・キルシェンブラット＝ギンブレットが指摘したように、「無形文化遺産はメタ文化的な産物」(Kirshenblatt-imblett 2004) なのである。

現状においては、無形文化遺産保護条約の履行においても、文化財保護法の運用においても、無形文化遺産のマネジメントはコミュニティの外部である国や政府、専門家などの手に多くが委ねられている。しかし有形の文化遺産とは異なり、無形文化遺産は関連するコミュニティがいてはじめて存在するものであり、またその遺産のことを最もよく理解しているのはコミュニティ自身である。コミュニティが自分たちの遺産の価値を表明し、そのオーセンティシティを主張していくことで、コミュニティが無形文化遺産のマネジメントに主体的に関与することができるようになると考える。

そのためには、これまで棚上げにされてきた無形文化遺産の価値とオーセンティシティについて今一度、議論する必要があると考える。

謝 辞

本稿を執筆するにあたり、宮田繁幸氏（東京福祉大学特任教授、東京文化財研究所客員研究員、元文化庁伝統文化課主任文化財調査官）、飯島満氏（東京文化財研究所特任研究員、元東京文化財研究所無形文化遺産部部長）から助言を頂きました。感謝して記します。

註

- 1 無形文化遺産保護条約においては「世界」の文言が付けられることはない。また案件(element)の一覧表への記載には「記載(inscription)」の文言が用いられ、「登録(registration)」は「無形文化遺産の保護のための計画・事業・活動(グッド・プラクティス)」の登録簿への登録に際して用いられる文言となる。
- 2 なお無形文化遺産保護条約においてコミュニティの文言は、しばしば「コミュニティ、集団、場合によっては個人(communities, groups, and in some cases, individuals)」と並べて表記されることが多いため、しばしば「CGI」と略される。本論においてコミュニティの文言を用いる場合は、上記の集団および個人も含んだ概念として使用することとしたい。
- 3 「運用指示書」は、無形文化遺産の一覧表への記載にあたって従うべき手順、国際的な財政支援の提供、委員会に対する諮問の役割を果たすことができる非政府機関(NGO)の認証、条約履行に対するコミュニティの関与について示した文書である。世界遺産条約の「作業指針(Operational Guideline)」に相当する文書であるが、世界遺産条約の用語との混同を避けるため、あえて異なる名称が用いられている。
- 4 「評価機関(Evaluation Body)」は、無形文化遺産保護条約第八条三に基づいて、政府間委員会が2016年に設置した諮問機関である。評価機関は、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表(緊急一覧表)」、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」、「無形文化遺産の保護のための計画・事業・活動(グッド・プラクティス)」、「10万ドルを超える国際的な援助の申請(国際援助)」に関わる提案書を、専門的見地から審査をおこない、審査結

果を政府間委員会に対して勧告として伝える。評価機関のメンバーは政府間委員会により任命された専門家12名により構成され、そのうちの6名は政府間委員会メンバーを除く締約国により推薦された無形文化遺産の専門家であり、残りの6名はNGOにより推薦された専門家である。メンバーの任期は4年間で、毎年、全体の四分の一である3名を改選する。なお評価機関は、締約国により提出された提案書が運用指示書に示されている記載基準を満たしているか、また審査に足る十分な情報が書かれているかを判断し、案件となる無形文化遺産そのものの評価はおこなわない。

- 5 厳密に言うと、現在の無形の民俗文化財に含まれている分野のうち、民俗芸能は当初は無形文化財の中に含まれていた。また風俗慣習の分野は、1954年に定められた「民俗資料」のカテゴリーにおいて「記録作成等の措置を講すべき無形の民俗資料」の選択制度において取り扱わされてきた。1975年の文化財保護法の改正において「民俗文化財」の保護制度が創設された際に、民俗芸能の分野を無形文化財から民俗文化財に移行させ、風俗慣習の分野と合わせて「重要無形民俗文化財」の指定制度が始まった。さらに2004年の同法改正によって民俗技術の分野が新たに加えられた。
- 6 なお小千谷縮および越後上布として生産された製品のすべてが、重要無形文化財の指定要件を満たしたものであるわけではない。例えば小千谷縮は経済産業省による「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づいて「伝統的工芸品」にも指定されているが、その際には別な指定の条件が適用されており、それを満たした製品は伝統的工芸品「小千谷縮」を名乗ることができる。もちろん、重要無形文化財の指定、伝統的工芸品の指定のいずれの条件も適用されない小千谷縮の製品も存在している (Ishimura 2017)。
- 7 工芸技術の場合、公益社団法人日本工芸会が実施する日本伝統工芸展での受賞歴が、各個認定の際に考慮されるといわれている。
- 8 もちろん大槻文蔵氏は日本能楽会の会員であるので、各個認定の保持者であると同時に総合認定の保持者もある。
- 9 蒔糊とは、餅糊を竹の葉や皮に薄く塗って乾かし、細かく碎いたものを、湿らせた布地に蒔いて防染する方法。引き染めや友禅染の前に、生地にぱらぱらと蒔糊をしてから染めることで、染まらずに残った部分が、細かく角張った点となって不規則に現れる。
- 10 「補助組織（ないし補助機関）(Subsidiary Body)」は、評価機関（Evaluation Body）の前身にあたる機関。提案書の評価作業が始まった2009年から、現行の評価機関の制度が始まるとまでは、代表一覧表への提案に関しては締約国代表で構成される補助機関、その他の提案に関してはNGOの推薦による無形文化遺産の専門家で構成される諮問機関（Consultative Body）が提案書の評価作業をおこなった。
- 11 ただし2021年の文化財保護法の改正により「登録無形文化財」および「登録無形民俗文化財」の制度が始まり、指定制度よりも幅広く緩やかな制度の運用が始まったが、この登録制度において遺産に関連するコミュニティがどの程度、主体性を發揮することができるかについては、今後注目していきたい。

参考文献

- 東京文化財研究所編 2017『選定保存技術資料集（平成28年度版）』 東京文化財研究所
 東京文化財研究所編 2020『無形文化遺産用語集』 東京文化財研究所
 二神葉子 2018「無形文化遺産の保護に関する第12回政府間委員会の概要と課題」『無形文化遺

- 産研究報告』12 pp. 1-21
- 文化庁 1988 『友禅：森口華弘のわざ』 工芸技術記録映画、桜映画社
- 文化庁 2001 『文化財保護法五十年史』 ぎょうせい
- 文化庁 2011 『友禅：森口邦彦のわざ』 工芸技術記録映画、日経映像
- 文化庁 n.d. 『日本における無形の文化遺産の保護制度』 文化庁・財団法人ユネスコ・アジア文化センター (ACCU). (https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/pamphlet_ja_12.pdf)
- 宮田繁幸 2010 「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告』4 pp. 1-14
- Aikawa, N. 2014. Excellence and authenticity: 'Living National (Human) Treasures' in Japan and Korea. *International Journal of Intangible Heritage* 9: 38-51.
- Deacon, H. J. and R. Smeets. 2013. Authenticity, value and community involvement in heritage management under the World Heritage and Intangible Heritage Conventions. *Heritage and Society* 6 (2): 1-15.
- Inaba, N. 2015. Issues on authenticity and integrity in the heritage discussion. In K. Weise ed. *Revisiting Kathmandu: Safeguarding Living Urban Heritage*, 00. 65-72. Paris: UNESCO.
- Ishimura, T. 2017. Would inscription on UNESCO's List of Intangible Cultural Heritage contribute to the sustainability of intangible cultural heritage?: Cases of "Mibu no Hana Taue" and "Ojiya-chijimi, Echigo-jofu." *Proceedings of the International Symposium on Global Perspectives on Intangible Cultural Heritage: Local Communities, Researchers, States and UNESCO*, pp.80-86. Tokyo: Center for Glocal Studies (CGS), Seijo University and International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI).
- Japanese Agency for Cultural Affairs and UNESCO. 2004. Yamato Declaration on Integrated Approaches for Safeguarding Tangible and Intangible Cultural Heritage. Declaration from the International Conference on the Safeguarding of Tangible and Intangible Heritage, 20-23 October 2004, Nara, Japan. (<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000137634>)
- Jokilehto, J. 2006. Considerations on authenticity and integrity in World Heritage context. *City & Time* 2 (1): 1-14.
- Jokilehto, J. and C. Cameron. 2008. *The World Heritage List: What is OUV? Defining the Outstanding Universal Value of Cultural World Heritage Properties*. Monuments and Sites XVI. Berlin: Hendrik Bäßler Verlag.
- Kirshenblatt-Gimblett, B. 2004. Intangible Heritage as metacultural production. *Museum International* 56 (1-2): 52-65.
- Labadi, S. 2010. World Heritage, authenticity and post-authenticity: International and national perspectives. In S. Labadi and C. Long, eds., *Heritage and Globalization*, pp. 66-84. Oxford: Taylor & Francis.
- UNESCO. 2014. *Aide-Mémoire: For Completing a Nomination to the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity*. Paris: UNESCO.
- UNESCO World Heritage Centre in association with the Government of the Netherlands. 1998. *Report on the World Heritage Global Strategy*. Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25-29 March 1998, Amsterdam, The Netherlands. (<https://whc.unesco.org/archive/amsterdam98.pdf>)